



平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社エクセル
代表者名 代表取締役社長 大滝 伸明
(コード番号 7591 東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 岩田 勉
(TEL 03-5733-8402)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月23日開催予定の当社第57期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、平成25年6月26日より執行役員制度を導入しておりますが、今般、監督機能と執行機能の分離をより進めることを目的として、取締役は取締役会構成員として、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行い、執行役員が業務を執行する体制を一段と推し進め、経営の健全性と業務執行の効率化の更なる向上を図ることといたしました。

これに伴い、定款上も、社長、専務等の役付は、業務を執行する執行役員の役位であることを明確にすべく、関連規定につき、文言の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日 (金)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第12条～第13条（記載省略） （招集権者および議長）</p>	<p>第12条～第13条（現行どおり） （招集権者および議長）</p>
<p>第14条 株主総会は、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第15条～第17条（記載省略）</p>	<p>第15条～第17条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条～第20条（記載省略） （代表取締役および役付取締役）</p>	<p>第18条～第20条（現行どおり） （代表取締役）</p>
<p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名のほか必要に応じて取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p>
<p>（取締役会の招集権者および議長）</p>	<p>（取締役会の招集権者および議長）</p>
<p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において選定した代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>前項の代表取締役に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第23条～第28条（記載省略） （執行役員）</p>	<p>第23条～第28条（現行どおり） （執行役員）</p>
<p>第29条 取締役会は、その決議によって<u>執行役員を置くことができる。執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>	<p>第29条 取締役会は、その決議によって<u>執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって社長執行役員を定めるほか、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>③ <u>執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>